

入札監理小委員会 第434回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第434回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成28年10月25日（火）16:59～18:48

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- さいたま新都心合同庁舎1号館の管理・運營業務（財務省）
- 医師等国家試験事業（厚生労働省）
- 劇場・音楽堂等基盤整備事業（文化庁）
- 研究開発推進事業等の実施に係る調査・分析業務（文部科学省）

2. その他

〈出席者〉

（委員）

古笛主査、小松専門委員、清水専門委員、石村専門委員

（財務省）

関東財務局 斉藤合同庁舎管理官 平山課長補佐 中村係長 馬場係長

（厚生労働省）

大臣官房地方課地方厚生局管理室 堀井参事官 阿部室長補佐 栗原経理係長

医政局医事課試験免許室 原室長補佐

医薬・生活衛生局総務課 茂木課長補佐

健康局健康課栄養指導室 芳賀室長補佐

（文化庁）

文化部芸術文化課文化活動振興室 田村長官官房付 饗場室長補佐 見野専門職

（文部科学省）

研究振興局 榎本参事官 安田補佐 磯野係長 渡邊係長 塚本専門職 林主任

（事務局）

新井参事官

○古笛主査 予定しておりました時間より若干早いですけど、始めてよろしいでしょうか。それでは、ただいまから第434回入札監理小委員会を開催します。

1件目は、さいたま新都心合同庁舎1号館の管理・運營業務の実施要項（案）についての審議を行います。

最初に、実施要項（案）について、関東財務局、斉藤合同庁舎管理官よりご説明をお願いいたします。

なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○斉藤合同庁舎管理官 関東財務局総務部合同庁舎管理官の斉藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今回、皆様にご審議いただきますのは、さいたま市に所在するさいたま新都心合同庁舎1号館の管理・運營業務について、公共サービス改革法による民間競争入札を実施しようとするものでございます。既にご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、これまでの経緯等につきまして、改めて概略をご説明いたします。お配りした「契約状況等の推移」と書かれた1枚紙の横表をごらんいただけますでしょうか。

当該庁舎の管理・運營業務につきましては、平成25年度までは10種類の業務に分け、毎年度、一般競争入札により民間委託をしておりましたが、平成26年度から現年度、28年度までの3年間は、公共サービス改革法による民間競争入札を実施し、新生ビルテクノ株式会社を代表企業とする入札参加グループと包括的な請負契約を締結しているところでございます。現在の契約が最終年度を迎えるに当たり、先般、6月7日、入札監理小委員会において事業評価の審議が行われたところではありますが、その際、当該契約は1者応札であったため、競争性の確保が不十分あるとのご意見をいただきましたことから、今回は参加要件を緩和し、再度、現行プロセスでの事業実施を図ろうというものでございます。

なお、今回、ご審議いただく実施要項（案）につきましては、平成28年9月20日から10月11日にかけて意見招請を行いました。特段の意見の提出はございませんでした。

それでは、民間競争入札実施に係る主なポイントにつきまして説明させていただきます。項目名が長いものにつきましては、適宜、はしょらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回、本件業務を実施いたします関東財務局が管理する庁舎は、ページ番号は右下に4/353と記載しているものでございますが、実施要項（案）、4ページの中ほど、1.（1）対象施設概要及びお配りしてある写真つきの1枚紙の管理・運營業務概要のとおり、私ども関東財務局など全9官署が入居する地上31階、地下2階建て、建物延べ面積約12万4,000平米の施設でございます。

本件の対象となる業務につきましては、5ページの一番上、（2）業務の対象と実施内容に記載しておりますとおり、①電気機械設備等運転・保守管理業務、6ページになりますが、②清掃業務、③警備業務、④敷地内植栽管理業務、⑤廃棄物処理業務の5つの業務となります。そのうち、①電気機械設備等運転・保守管理業務につきましては、イ.（イ）電

気・機械・監視制御設備運転・監視及び日常点検保守業務から、6ページの(ナ)受変電設備点検業務までの20業種が含まれておりますので、業種の数といたしましては都合24業種となっております。個々の業務内容につきましては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書及び28ページ以降に添付してございます別紙1から5の仕様書のとおりでございます。

なお、仕様書につきましては、そのほとんどが前回の内容を踏襲したものとなっておりますが、そうした中でも、主な変更点といたしましては、平成26年11月に250名ほどの規模の浦和税務署が入居したことに伴う清掃面積の増加や、監視カメラ設備点検保守業務及び入退館管理システム保守業務におけるヘルプデスクの廃止などがございます。

また、本業務の実施に当たり、包括的に各業務を管理するため、7ページの2.に、管理・運營業務全般に係る業務として、代表企業の選定や発注者との連携を図ることなどの項目を設けております。

次に、達成すべき質の設定ですが、9ページ、3.サービスの質の設定に記載のとおり、(1)管理・運營業務に関する包括的な質から(3)質の確保までの3項目を定めております。このうち、質の確保につきましては、①包括的な質の確保に関する提案、②コスト削減に関する提案及び③共通仕様書・その他質の確保に関する提案を行っていただくこととしておりますが、これは民間事業者の知見等を活用した実施方法の改善または工夫等をご提案いただき、それを活用して管理・運営の質の維持及びコスト削減につなげることを期待して求めているものでございます。

なお、これらの提案につきましては、入札時に企画書の形で提出していただくこととしております。

また、委託費の支払いにつきましては、10ページ、4.委託費の支払方法に記載のとおり、検査、監督の結果、私どもが要求する水準に到達していないと認められた場合は、再度、必要な業務を行わせるとともに、業務改善計画書を提出させ、遂行後の検査ができない限り委託費の支払いは行わないものとしております。

委託費の支払方法について補足させていただきますが、10ページ、4.(3)に、廃棄物処理業務における支払請求書につきましては、それ以外の業務と分割して作成する旨、記載しております。これは、廃棄物処理業務は単価契約としておりますので、実際の支払額は廃棄物の処理量により増減するため、あらかじめ月ごとの支払額を確定できないことから、私どもの予算管理の都合上ですが、請求書を分けて作成する必要があることを示したものでございます。

なお、費用負担等につきましては、11ページ、6.費用負担等に関するその他留意事項に記載しておりますが、記載内容は一般的な施設管理業務における標準的な内容となっております。

次に、本業務の実施期間でございますが、11ページ、II.実施期間に関する事項に記載のとおり、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間としております。

続きまして、入札参加資格に関する事項についてご説明いたします。12ページのⅢ. 入札参加資格に関する事項をごらんください。入札参加資格については、(4)に記載のとおり、全省庁統一の競争参加資格の役務の提供等においてA等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者としております。また、下のほうにございます(13)の、13ページになります②に記載のとおり、入札参加グループを結成して応札するグループ企業につきましては、対象業務のうち電気機械設備等運転・保守管理業務、清掃業務及び警備業務を担当する業者はA等級、敷地内植栽管理業務及び廃棄物処理業務を担当する業者はC等級以上に格付けされていることを要件としております。これは、民間競争入札導入前の平成25年度までの調達実績における財務省の規定に基づいて、予定価格に対応する等級により決定しているものでございます。

次に、本業務の入札スケジュールについてですが、13ページのⅣ. 入札に参加する者の募集に関する事項をごらんください。1.(1)以下に記載しておりますが、本年12月上旬に官報公告を行い、入札説明会、現場説明会を実施の後、来年2月中旬に開札・落札者の決定を行うことを予定しております。これは、本件がWTOの政府調達協定の対象となることから、実施要項(案)について官報公告による意見招請が必要となることや、入札公告の期間についても通常より長い日数、通常10日ですが50日必要で、これを確保する必要があるため、記載のような日数となるものでございます。

また、2. 入札実施手続きでございますが、提出書類として、①入札参加資格確認関係書類、②協定書、③入札書及び④企画書を提出していただきます。企画書につきましては、14ページの(2) 企画書の内容に記載しております書類の提出を求めています。これは本業務の実施体制や先ほど申し上げました管理業務に対する提案内容の審査を行うために求めているものでございます。提出していただいた書類につきましては、関東財務局において審査を行い、12ページから13ページにかけて記載されておりますⅢ. 入札参加資格に関する事項及び15ページ、Ⅴ. 1. 入札参加資格の確認にあたっての質の審査項目の設定に記載された内容を満たす業者であると認められた場合に入札書を提出していただくこととなります。

なお、冒頭に申し上げました競争性確保の観点から、当該質の審査項目の設定を審査する際に使用する、後ろのほうの349ページ、提出様式7の①電機機械設備等運転・保守管理業務において、前回、必要な要件としておりました10万平米以上の建物の年間業務経験と中央監視装置における入出力管理点数3万5,000ポイント以上の遠隔監視業務経験の2つについて、今回は求めないこととしております。

また、補足でございますが、お配りした1枚紙の概要図の③警備業務のところに吹き出しで「業務実績について、10万平米以上かつ11階以上という規模の要件を撤廃」と記載してありますが、これは、平成25年度まで付加していた要件を前回の民間競争入札実施の際に撤廃したことを参考までに記載したものでございます。

それでは、16ページに戻っていただいて、2.(1) 落札者の決定方法でございます。提

出いただいた入札書につきましては、ここに記載のとおり、入札価格の最も低いものを落札予定者として決定する最低価格落札方式によることとしております。

続きまして、17ページをごらんください。VI. 従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項でございますが、従来の実施状況につきましては351ページ以降に別紙8として添付してございます。

次に、VII. 実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項では、民間事業者が無償で使用することができる国の施設として「機械室等本業務に必要な施設等」と掲げており、それらの使用制限についてもあわせて記載しております。

このほか、18ページのVIII. 実施民間事業者が国等の行政機関等の長等に対して報告すべき事項及び25ページのIX. 実施民間事業者が第三者に損害を与えた場合に負うべき責任に関する事項、26ページのX. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項並びにその下のXI. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項につきましては、標準例をもとに記載しております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○古笛主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問・ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○小松専門委員 既に2号館は卒業というか、ここから外れているんですけども、2号館の実施要綱との整合性みたいなのは、ずれているところなどはあるんでしょうか。それは全く別に考えておられるんだったら、それはそれで構わないんですけども、あまり調整はされてないということですか。

○斉藤合同庁舎管理官 特に調整はしておりません。

○小松専門委員 そうすると、管理されているところも別ということでもよろしいですね。

○斉藤合同庁舎管理官 はい。向こうは整備局が管理しております。1号館は私ども関東財務局でございますので。

○小松専門委員 あまり違ってはいないとは思いますが、1と2で同じような建物なのに業者が全然違うということは、監督をするところが違うから違うということでもよろしいですね。

○斉藤合同庁舎管理官 はい。結果的に同じ業者になることもあろうかと思っておりますけれども、そこはそれぞれ管理しているところが違うし、対象物も違うので異なってくると思います。

○小松専門委員 わかりました。

○古笛主査 説明会にはたくさんいらしているのですが、何とか複数応札になっていただければと、2号館もうまくいって終了されているのでこちらも早くと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、時間となりましたので、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき点はございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については私に一任していただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○古笛主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございます。

（財務省退室・厚生労働省入室）

○古笛主査 予定の時間よりも早いんですけれども、皆さんおそろいでしたら始めさせていただきます。よろしいでしょうか。

では、2件目は、医師等国家試験事業の実施要項（案）についての審議を行います。本案件について、厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室、堀井参事官よりご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いします。

○堀井参事官 厚生労働省大臣官房地方課地方課参事官をしております堀井と申します。よろしく願いいたします。今日は各局の試験の担当者も同席させていただいております。必要なことがありましたら対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

要項の改正ということになりますが、冒頭、お手元の資料で、カラー刷りで参考資料というのがございます。これまでの経緯について少しだけお話しさせていただきたいと思っておりますので、ごらんください。

厚生労働省の所管します国家試験のうち、診療放射線技師試験、臨床検査技師試験等の6種の試験につきましては、既に平成23年度から民間競争入札の対象事業として実施させていただいております。平成29年度からは、6種ありますが、医師国家試験、歯科医師、保健師、助産師、看護師、薬剤師の6種の試験を加えて、全12種類について民間競争入札とする予定となっておりますので、いわゆる国家試験の市場化についてはこれで最終形になると我々は思っております。

国家試験の業務は、資料にも記載がありますが、厚生労働省本省においては試験の問題作成、採点、合格決定を行います。これまで市場化に当たりまして、民間事業者には試験会場の確保、願書の配布・受付、受験票の送付、試験会場の設営、試験の監督等について実施していただいております。今回、6種の国家試験を加えて全12種として実施いたし

ますけれども、民間事業者をお願いする業務の内容についてはこれまでと基本的には変わらないとお考えいただければと思います。

裏側に、これまでのスケジュールを全体スケジュールということで記載しております。当省の国家試験、市場化の事業につきましては、先ほども言いましたが、平成23年4月から26年5月までの期間を第1期、平成26年4月から29年5月までを第2期として実施しております。これまで試験運営上の大きなトラブル等は発生しておりませんし、本委員会におきましても、事業評価等につきましては第1期、第2期とご審議いただいております。平成28年7月の事業評価において、第1期、第2期のものについては終了プロセスへの移行が了承されたと理解もしておりますのでございます。

資料の一番下になってくるんですが、医師国家試験等6種の試験事業を新たに追加するというので、これについてもご審議いただいております。平成27年7月10日に閣議決定されております公共サービス改革基本方針におきまして、第2期までの診療放射線技師試験等6種の事業に医師国家試験等の6事業を加えて、12試験について、第3期、平成29年度からの3年間に合わせて実施することが確定しておりますのでございます。

この医師国家試験等6試験業務を新たに民間事業者において実施していただくに伴いまして、これまでの実施要項について必要な変更をしております。本日は、その内容について、主要な部分をご説明させていただきたいと思っております。

お手元の資料に、「医師国家試験事業外11試験事業民間競争入札について」という真ん中に表がついているものがございます。そちらの資料をごらんください。1ページ目でございます。

今回、新たに実施します医師国家試験等につきましては、私どもといたしましては、それぞれ国民の皆様ご自身の健康に直接関わる職種の試験であると考えておりますし、実施に関して、この実施期間中に何かありましたら国民の注目も浴びるということ意識として非常に高く考えておるところでございます。

出願者数を資料に記載しておりますが、実施規模がこれまでに比べて非常に大きく変わることになります。左下に現行6種の試験事業の出願者数が書いてありますが、4万8,812人でございます。右に移りますと、新たに実施する医師等の6種試験の出願者数は、資料に記載しておりませんが、合計は10万6,500人となりまして、全体12種になりますと、記載のあるとおり16万2,900人になるものと見込んでおるところでございます。これは現行の6種に対して概ね3.3倍という規模になるということでございます。

また、今まで試験に関しては、1日でそれぞれの職種が終わっていたんですが、今後、医師、歯科医師、薬剤師の関係でいきますと、歯科医師、薬剤師については2日間、医師試験については3日間と、試験期間が長くなるという変化も起きてきます。こうした試験の規模、事業規模が大きく変わることについては非常に留意していきたいと思っておりますし、国民の関心も非常に高いことありまして、平成29年度、試験は30年になりますが、民間事業者をお願いするに当たっては、これまでの6種の場合も当然そうなんですが、これま

で以上に試験実施には支障を来さないように、しっかりとした適正な実施をお願いしたいと考えております。

2ページをごらんいただきたいと思います。今回の実施要項の関係で、主な変更点について整理しております。実施要項(案)につきましては、当省においても円滑に実施ができるようさまざまな議論を重ねてきております。引き続き3ページからは、参考として、2ページに記載しております変更点につきましては、実施要項を新旧対照表の形式でお付けしておりますので、適宜、あわせてご参照いただければと思います。順にご説明いたします。

2ページ、1点目でございます。試験監督員の配置基準について、今回、一部を見直したいと考えております。実施要項では、各試験において試験運営に支障を来さないよう、教室ごとに試験監督員を配置することを規定しております。この試験監督員につきましては、第2期の実施要項では「受験者50名当たり監督員2名」と規定しておりました。今回、第3期の実施要項では、「受験者50名当たり監督員2名」という規定につきましては、原則として維持しつつ、一方で、民間事業者の提案内容、これまでの個別の事業者の試験実施の実績や他の会場内での効率的な人員配置等とあわせて、提案内容によっては、「国家試験を適正に実施できる範囲内(50名につき1名)」ということもできるとして、変更して規定を追加したいと考えております。

私どもも、他の国家試験の運営状況等については、民間事業者等に確認もしてきておりますが、国家試験の実施に当たりまして、先ほども言いましたが、国民の生命、身体に直接関わる重要な職種の試験であるということ、その監督であるという考えもありまして、これまで他の国家試験と比較すると、実態的にもやや手厚い監督体制にあったという面は考えられるところがございます。今回、民間事業者の提案内容が50名につき1名であったとしても、他の部分での工夫、効率的な実施が可能ということであれば、それは認めてもいいのではないかと考えております。こうしたことで少しでも応札者の拡大に寄与できないかと考えているところがございます。

次、2点目になります。副会場責任者の配置の基準を見直したいと考えております。1試験会場には、会場責任者と副会場責任者をそれぞれ配置することにしております。この試験会場ごとに配置される副会場責任者については、第2期実施要項では、「1試験会場1日当たり2名」と規定しておりましたが、今回、第3期の実施要項では、「1試験会場1日当たり1名」と変更したいと考えております。

先ほどの試験監督員の見直しの場合と同様でございますが、副会場責任者の人数についても、他の国家試験の運営状況等を勘案して変更したいと考えております。これまで実施要項で2名配置してきておりますのは、万が一、緊急事態が発生した場合を想定してのことでございますが、他の国家試験等の運営状況や、民間事業者において本部等の要員などの工夫をしていただくことでもカバーはできるのではないかと考えておまして、必ずしも副会場責任者が複数名の体制であるまではないのではないかと考えております。

3点目になります。管理栄養士国家試験の合格発表時期について見直しをすることにしております。管理栄養士国家試験の合格発表時期については、第2期の実施要項では、「5月上旬」と規定しております。第3期の実施要項におきましては、他の11試験との均衡も考慮いたしまして、「3月中」と同一の時期に変更したいと思っております。この変更に伴って、試験実施事業期間、いわゆる契約期間も平成29年4月1日から32年3月31日になりますので、第2期の実施要項で5月までで「3年2カ月」としていたものが、「3年」になることになります。管理栄養士国家試験の合格発表時期の変更によりまして、民間事業者にとりましては、試験運営の各工程が12試験ほぼ同一のタイムスケジュールで組むことができると考えておまして、円滑な進行もし易くなるのではないかとということで、事務的な整理面でも負担軽減にもつながるのではないかと考えております。

また、受験願書の受付期間中においては、訪問による願書の受付等を行うため、窓口を設置することを規定しておりますが、その窓口の設置、開設期間は、第2期では5月中旬まででありましたけれども、今回の変更によりまして3月までで済むことになります。この面でも民間事業者にとりましては、開設費用の面での負担軽減にもなるものと考えておりますし、大きくはないんですが、こうした今回の変更によって少しでも応札者の拡大に寄与できないかと考えております。

4点目になります。訪問窓口設置場所について見直しをしたいと考えております。3点目の管理栄養士国家試験の合格発表時期の見直しの説明の中でも少し触れさせていただきましたが、受験願書の受付期間中においては、本人が出向いてくる訪問による願書の受付等を行うために窓口を設置することを規定しております。その窓口の設置場所については、第2期の実施要項では、「地方厚生（支）局ごとに同一市町村内に窓口を設置しなければならない。」と規定しております。今回、第3期の実施要項では、「原則として」を入れまして、「地方厚生（支）局ごとに、原則として同一市町村内に窓口を設置しなければならない。」と変更したいと考えております。

例えば、関東地区の例を見ますと、関東信越厚生局の所在地はさいたま市でございます。ただ、交通事情が非常に豊かな都市部では、受験者の利便性を考えますと、さいたま市である理由が果たしてどこまであるのか。特に今回、医師等の試験を新たに実施することになりますと、出願者数が大幅に増えます。そうした出願する学生の方々が通う看護師などの関係の養成学校についても都市部に集中していることもございますので、必ずしも先ほど言いました関東信越厚生局が所在するさいたま市に限定して訪問による願書の受付等を行うための窓口を設置する必要はないのではないかと。都内に置いていただいてもいいのではないかと。ということを考えての変更になります。

これまで、国家試験の実施が市場化される前は、地方厚生（支）局、いわゆる国がこの試験の運営を行っておりましたので、民間事業者に実施をお願いする場合に、何か問題が起きたら困るのではないかと。ということもありまして、やはり厚生（支）局のすぐ近くに窓口を置いていただいて、何かトラブルが起きれば対処もできる。応援もできる。ことか

ら、こうした規定を設けていたと思います。こうしたことを踏襲して実施していたところではありますが、今回、医師の国家試験等を新たに実施することを受けまして、利便性等にも配慮して変更しておきたいと考えております。また、こうしたことで実施に係る費用面でも民間事業者の負担軽減につながる面はあるのではないかなどと考えておりますし、この変更で少しでも応札者の拡大につなげたいというのが我々の思いでございます。

5点目になります。これはちょっと小さなところなんですが、備品・消耗品についても改めて見直しをかけました。第2期の実施要項で規定しております各品目について、その必要性を再点検いたしました。その上で、運用上必ずしも必須とするまでとはいかないものについては削除したいと考えておまして、その1つの例として電波時計を記載しております。時刻を合わせる場合、事前に時報等で正確な時間を確認すれば足りるものですから、それで監督員の方々が何か困るということにはならないのではないかと。支障は起きないのではないかと。そうすると、電波時計をいちいち配備するための経費を使うこと自体、果たしてどうなのかと考えておまして、これらについては、事業者からきちんとできるという担保がとれば十分ではないかと考えております。それ以外に、消耗品類としては封筒などもできる限り削減したいと考えております。

6点目、その他の規定の変更について少しご説明させていただきます。

2つ記載させていただいておりますが、1つ目は、経済連携協定（EPA）に基づいて、インドネシア、フィリピン等の外国から看護師の受け入れを実施してきております。来日したEPAの看護師候補者の方々が看護師試験を受験する際は、語学力の関係にも配慮しまして、別途試験室を確保して試験運営を行っておりますが、新たに民間事業者がこの部分の実施をお願いすることになりますので、今回、実施要項にこの規定を追加することにしております。

もう1つは、災害発生時の再試験等の対応についてでございますが、民間事業者に実施していただく試験の規模が大きく変わることを踏まえまして、危機管理、受験生の安全確保の面を考慮しますと、今回、実施要項に規定を追加する形をとりたいと思っております。

以上が主な変更点の説明となります。資料はここまでなんですが、あと少しだけお話しさせていただく点がございます。

受験者の受験環境等への配慮という観点なんですが、冬に試験をするものですから、非常に寒くて、受験者のうち女性の占める割合が比較的高い保健師、助産師、看護師、管理栄養士の国家試験に関しましては、試験会場の女性用トイレ設備の確保に配慮するよう実施要項に規定したいと考えております。

それと、今回の試験実施に関しましては、先程来申し上げておりますが、民間事業者に実施していただく試験の規模が非常に大きく変わってくることもありまして、特に一番危惧するところとして、不正の防止、抑制という観点から、試験会場における受験者の持ち込み品の検閲、体調不良やトイレ等の離席者への対応など、民間事業者が試験の実施に関して適正、円滑な運営を行っていただくよう、入念に、という部分も規定の中に多少盛り

込ませていただいたということでございます。

最後、1点でございます。これは政府全体の取り組みということで、平成28年3月に内閣府の局長通達が出ておりますが、平成29年4月からの契約に関しましては、落札者を決定するための評価の基準について、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）を受けている企業であるか等について、評価方法の技術点の算定において加点項目として審査することにされておまして、これを実施要項にも規定することとしておりますので、今回、変更の点としてご説明させていただきます。

以上で今回の実施要項の主な変更箇所に係る説明を終わらせていただきます。ご審議のほう、よろしくお願いいたします。

○古笛主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました本案件について、ご質問・ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○清水専門委員 規模というか人数が随分増えるんですけども、そもそも試験の日は全部ばらけているんですよ。同じ日ということじゃないですよ。

○堀井参事官 同一ではなくて、試験ごとに大体2月から3月にかけて実施されます。

○清水専門委員 重なるところもあるんですか。

○阿部室長補佐 実施要項の16ページに、試験の実施見込み日を記載させていただいております。

○清水専門委員 平成30年で見ると、2月25日は理学療法士と作業療法士が重なっている。

○古笛主査 同時に行うのですか。時間帯を変えて行うのですか。

○阿部室長補佐 基本的に、そもそも試験会場が別です。

○古笛主査 理学療法士と作業療法士を一緒に受けるということはないんですか。

○原室長補佐 一緒に受けることはございません。

○清水専門委員 看護師の受験の方はものすごく多いですが、会場は幾つぐらいとっているんですか。

○堀井参事官 実施要項の50ページに、26年度の看護師の試験会場を記載しております。全国23会場で実施しております。また51ページには、27年度分を記載しております。若干、数が増えております。

○清水専門委員 ということは、業者の方も、ある程度コントロールできる規模がないと今度は応札はできないということですね。

○小松専門委員 内容がちょっと違うんですけども、これは診療放射線技師等6試験を含めて3期目という扱いでよろしいんですよ。

○堀井参事官 はい。

○小松専門委員 これは事務局に対しての質問かもしれないですけど、これでうまくいったら、もう卒業でいいんですか。

○新井参事官 そうですね。前回、6事業のときも基本的にはうまく捉えて追加ということですので、そこは別に1期であってもあれだと思います。

本事業は、平成24年6月に施行されました劇場、音楽堂等の活性化に関する法律という法律に基づきまして、劇場、音楽堂を全般的に支援する劇場・音楽堂等活性化事業という事業の一部として位置づけられているものでございます。活性化事業の全体としましては、劇場、音楽堂等が実施いたしますコンサートや講演会といった事業に対して財政的な支援を行っているものでございますけれども、その柱と別に、基盤整備事業という形で、本日、ご説明しますとおり、我が国の文化拠点である劇場、音楽堂等において、音楽や演劇、伝統芸能などの実演芸術に関する活動や劇場、音楽堂等における事業が自主的・主体的に行われるようにするための情報提供及び研修を実施することにより、劇場、音楽堂等の活性化のための基盤整備を行うために進めている事業でございます。単年度の委託事業という形で実施させていただいております。

劇場、音楽堂等の活性化のための基盤整備を行うことを目的としました本事業でございますが、先ほど申しました法律を踏まえまして、平成25年3月に出されております劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針というタイトルの告示で示された事項をもとに、大きく分けまして情報提供と研修・交流事業の2つの柱により構成されております。

これから事業の説明をいたしますけれども、実施要項の該当しているところをあわせてごらんいただきながらさせていただきたいと思っております。

まず初めに、情報提供事業でございます。実施要項の1ページをごらんください。一番下のところから始まっておりますので、すぐ2ページ目に入りますけれども、①芸術文化情報提供事業でございます。

情報提供事業は、劇場、音楽堂等の事業や管理運営に関する情報、我が国の文化芸術に関する情報といった文化芸術振興に関する情報の収集に努め、それらの情報をウェブサイト等により広く提供し、劇場、音楽堂等の活性化を支援するものでございます。

続きまして、その下の(b)劇場、音楽堂等への芸術文化活動支援に参ります。劇場、音楽堂等に支援員として専門家を派遣し、劇場が行います自主事業の企画実施、施設の管理、運営等に関する指導助言を行ったり、劇場、音楽堂等の活性化を支援するものや日ごろの劇場、音楽堂等の相談に対応するなど、劇場、音楽堂等の芸術文化活動を支援する内容でございます。

次の3ページに参ります。情報提供の②研修教材の製作企画・編集・発行に関する部分でございます。劇場、音楽堂等における施設運営や人材育成事業等に活用するための研修教材を作成し、劇場・音楽堂等の運営をするための実践的な知識や技術を取得するための研修に効果的な教材を提供することで、劇場、音楽堂等における自主的・主体的な文化芸術活動を支援するものでございます。

それから、その上の削除となっているところでございます。情報提供事業の1項目として、昨年度は委託内容に含まれておりました文化芸術による復興推進に向けた劇場、音楽堂等における連携体制の構築支援という項目がございましたけれども、この内容につきま

しては、そのための有識者による連絡会議を本年度に実施しておりまして、今年度中に一つ区切りがつきそうな見込みになりました。その一定の成果がまとまると考えておりますので、このことから、来年度の委託要項には含めないことといたしまして、このたび削除をすることとしたものでございます。

続きまして、3ページの下の方から、2番目の柱として研修・交流事業が書かれてございます。これについてご説明いたします。

初めに、アートマネジメント研修会、技術職員研修会の開催についてでございます。劇場、音楽堂等の活性化や地域の芸術文化の振興を目的としたアートマネジメントの研修会を、全国及び各地域において開催することとしております。また、舞台芸術に関する専門的知識や技能の向上を目的とした技術職員対象の研修会も同様に行っております。

まず、全国の研修会でございます。各劇場、音楽堂等の館長等の施設経営者や舞台芸術管理者、中堅職員、地方公共団体の文化芸術振興を担当している職員の方々などを中心に参加していただくものであります。一方、地域別の研修会につきましては、全国7つの地域において、すぐれた自主事業等を企画する能力の育成や舞台技術を円滑に行うために必要な技能など、経験が3年目から5年目ぐらいの若手職員などを中心に参加していく形をとっている研修会でございます。

この部分について、若干、見直しを図っているところをご説明いたします。本年度は、開催地域をより効率的に選択できますよう、開催ホールの規模を、アートマネジメント研修会につきましては700人から300人規模の施設から、技術職員研修会は500人から300人規模の施設から選択できるように、少し緩和といえますか見直しを図ることとしております。また、5ページの下の方になるかと思いますが、報告書の作成につきましても、全国の動向や取り組みなどを参考に、広く活用していただくことが期待される全国の研修会につきましては、全国各地の劇場、音楽堂等に実際にお送りして活用してもらおうということで製本する形にしたいと思っておりますけれども、各地域で行う研修会の報告書につきましてはウェブサイト等で公開することとし、今後の情報活用方法により、報告書の作成を少し整理させていただいたところでございます。

続きまして、6ページ、⑤劇場、音楽堂等スタッフ交流研修事業のご説明をいたします。この事業は、劇場、音楽堂等のアートマネジメントや舞台技術等の専門職員の資質向上を図るために、中堅職員が国内の他の劇場、音楽堂等における実務研修や大学と連携したインターンシップの受け入れによる学生の実務研修を行うなど、劇場、音楽堂等における人材の交流研修を行うものでございます。また、おおむね10年以上の実務経験を有している職員を対象に、海外の劇場、音楽堂等の先進的な事例やすぐれた取り組みの取得による国内の劇場、音楽堂等の一層の水準向上を目的とした研修も行うこととしております。

以上の事業は、我が国の劇場、音楽堂等において行われます実演技術に関する活動や劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成を強化していくために必要不可欠な事業と考えておりまして、本事業を通しまして、劇場、音楽堂等の事業の活性化と実演技術

の水準を向上させるとともに、地域の住民が質の高い芸術文化活動に触れられるための基盤を整備するものでございます。簡単に言いますと、冒頭に申し上げましたように、劇場、音楽堂等が行います実際の公演や舞台芸術に対する支援とは別に、こうした基盤となります情報提供や技術の習得などを目的とした研修会の実施等もあわせて行うことによって、総合的に地域における芸術文化活動が高まっていく、それから、地域の住民がそうした質の高い芸術文化活動に触れられるための基盤を整備しようという趣旨で行っている事業でございます。

今回、ご説明するに当たり、本事業を行うに当たりまして文化庁が設定した確保すべきサービスの質について少しご説明いたします。次の7ページ、真ん中辺の（4）からになります。

本事業の質につきましては、今、申し上げましたような劇場、音楽堂等の活性化のための基盤整備という目的に照らしまして、そうした基盤整備に資する評価水準を設定し、評価内容をできるだけ具体化したものにしてございます。19ページ以降にございます別紙2におきまして、過去の事業状況に関する情報を開示し、過度な質の設定にならないよう、それぞれの目標値の設定に努めておりまして、民間事業者の新規参入にも支障のないサービスの質を設定しているところでございます。

競争性を確保するために講じる予定の措置につきまして、これも別紙2をごらんいただければと思いますけれども、過去の事業状況に関する情報をできる限り開示しまして、本事業の実施内容及び実績をより明確にすることで入札参加事業者の増加につなげたいと考えております。また、昨年と同様に入札公告から入札書提出までの期間を1カ月ほどは確保する予定でございまして、企画提案書の準備期間を十分に確保することとしております。

さらに、昨年度、入札参加を予定していたものの入札不参加となった団体から行わせていただいたヒアリングで得られた、競争参加資格要件により参加できなかったというご意見も踏まえまして、今回の実施要項においては、そうした資格要件を拡大し、競争性の一層の確保を狙うこととしております。

パブリックコメントは10月4日から19日に行いまして、1件だけなんですけれども、意見が寄せられました。こちらは主に字句の修正に関するものでしたので、ご意見のとおり修正したところでございます。

今年度、28年度の実施事業における入札状況について、最後にご説明いたします。

入札公告期間は24日間としまして、26年度と比較し入札公告から余裕を持ったスケジュールで実施したところでございます。

入札参加説明会には2者が来場されまして、昨年は1つだけだったので1つ増えただけなんですけれども、昨年よりは増えました。

落札者は、前年度までの業者であります公益社団法人全国公立文化施設協会とは異なる者、株式会社文化科学研究所でございまして、本委員会でご指摘、ご指導いただきました点も踏まえて見直しを行った効果が出たのではないかと考えております。

一方で、説明会には参加されたものの入札には参加されなかったところもあったわけですが、理由については、先ほどの繰り返しになりますけれども、競争参加資格要件がなかったという理由や、委託させていただこうと思っている内容でありますフォーラムの開催やイベントの開催などのノウハウは有していても、文化施設に関する特殊な施設を運営するための情報提供や研修事業を行うこと、あるいは文化施設の運営や企画立案していくためのフォーラムやイベントの開催のためのノウハウを有していない、また、人的ネットワークを持たないのでこうした事業を実際実施するのがなかなか難しいため、入札参加を見送ったという意見を寄せていただいたところでございます。

こうした意見をもとに、再度、来年度へ向けて事業内容を全体的に見直したところでございますけれども、本事業の基本趣旨であります劇場、音楽堂等の事業が自主的・主体的に行われるようになるための基盤を整備することが最重要であるという観点から考えますと、人的ネットワークの必要性や、ある程度、専門的な情報を有していただいているということは非常に大事ではないかと考えております。その一方で、入札資格等、緩和できるところ、拡大できるところにつきましては最大限、工夫をいたしまして新しい実施要項を定めさせていただくことにしたところでございます。

雑駁でございますが、私からの説明は以上にさせていただきます。よろしくお願ひします。

○古笛主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました本案件について、ご質問・ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

○石村専門委員 2点ほど教えていただきたいんです。

実施要項19ページの情報開示で経費の内訳が書いてあるんですけど、人件費が26年度は1,200万円、27年度が2,100万円で、下の従来の実施に要した人員を見ると、26年度は常勤の方が1名で非常勤が6名、27年度は1名、5名と人数が減っているんですけど、何で人件費が増えたのかなというのがちょっと疑問に思ったんです。これはなぜなんですか。

○饗場室長補佐 26年度まで謝金等でお支払いしていた方の整理の仕方と、雑役務費として払ったところの中身をもう一度、精査いたしまして、それをきちんと人件費で計上し直したというところでございます。なので、人数等々には大きく変わりはないんですけども、経費の区分をしっかりと精査し直して計上を精査した結果になります。

○石村専門委員 下の雑役務費の4,500万円もついでに聞こうと思っていた。要は、科目を適正に表示していなかったから、適正に表示した結果、やっぱり上の人件費に区分して表示すべきだということで、直した結果なんですね。

○饗場室長補佐 はい。

○石村専門委員 わかりました。普通、例えば上場企業の監査なんかだったら「こういう修正を行いました」みたいな注書きをしているんですけど、もし直せるんだったら、今の説明を下に注書きにしておいていただけると。というのは、後々の業者がかわったときに、こういう形の修正や何かがありますのでちょっと注意しておいてくださいねというのと、

経費の内訳などで参入するかどうかという予算上の都合や何かもあると思うので。

だから、28年度は今、現在進行形でということなんですよ。それは今の基準で表示していただける予定だと考えてよろしいんですよ。

○田村長官官房付 はい。

○石村専門委員 ありがとうございます。

2点目は、契約状況の推移という形でこちらに書いていただいて、改善案として、説明会に2者、来ていただけたけれども、結局、1者応札になってしまった。その入札不参加者に対するヒアリングをした結果、1点が専門知識の人材がいなくて体制を整えるのが難しい、もう一つ、競争参加資格を有しないという2点で、その関係で、主な改善点で、参加資格をC等級までとしていたが、D等級までに緩和したという形になったんですか。

○田村長官官房付 はい。

○石村専門委員 すいません。実施要項の中に書いてなかったのが、基本的なことを。C等級とD等級はどういう差があるんでしょうか。8ページの下から3行目に「文部科学省競争参加資格の『A』、『B』、『C』または『D』等級に格付され」と書いてあるんですけど、具体的にC等級とD等級はどういう参加資格の差があるんですか。

○見野専門職 役務の提供のところで、予定価格が300万円以上1,500万円未満の契約がC等級から入れますよということになっております。今回は金額的にも1億円を超えますので、3,000万円以上の契約に関してはA等級が入れることになっており、A等級から2階級下のC等級まで契約の対象範囲を広げておったところですが、D等級に関しては300万円未満の契約入札参加ができるというところで、D等級が一番下になるんですけれども、ここも含めて幅広く入札参加資格のある企業を今回は対象としたこととなります。

○石村専門委員 一番お聞きしたいのは、説明会に来ていただければ最初からもうだめということなんですけど、説明会に来る入札参加の業者数は、予想としては一応こういう企業なりというのはやっぱりあるんですか。要は、こういうところがおそらく参加してくれるんじゃないかなという予想は立ててはいらっしゃる？

○見野専門職 業者的には、別の委託事業等もありまして、日ごろから、こういうところが参加してくれるんじゃないかなという情報等はあるんですが、その会社が何の等級を持っているかは把握しておりませんので、そのあたりで今回の等級がないところが入れなかったという意見をいただいていたというところになります。

○石村専門委員 もしかしたら来てくれるかもしれないというか、対象になると予想しているのは何者ぐらいなんですか。

○田村長官官房付 文化庁のほかにも、そうしたさまざまな文化的な活動を支援したり、そうした情報提供をしている団体は多くはないんですけども、結局、全国の文化施設が共通のスケールできちんと活用できるような情報をきちんと提供できるかという点ですと、やはりなかなか限られてくるのではないかなと思っておりまして、情報提供という意味では、シンクタンクや政府系の独法でも文化的な事業を一部としてやっているところはござ

いますけれども、やはり文化庁から委託するというほどの大きな形、しかも予算規模もそれなりに大きい事業をきちんとした形で引き受けられるところはなかなかないと私どもは認識しております。

○石村専門委員 であれば、こちらから予定者にこういう説明会がありますのでみたいな広報活動はホームページ上だけでしかやっていないという感じなんですか。一応、こういう説明会があるんですけれどもみたいなことまでは、やっぱりされないですか。

要は、2者、説明会に来て、結局、1者応札ということですよ。その1者は、おそらく以前、委託されていたところ、公益社団法人ではないんですよ。ということは、広く積極的に、まず説明会に参加してもらおうということをしなないと、もう最初から、また1者応札という結果が見えているんじゃないかなと。せめて、まず説明会に参加するような何かしらのことをしないと、最初から、もう1者応札なんだろうなという予想がついてしまって、競争参加資格を下げましたよ、だから参加できるんですよということ自体を知らない、あるいは、おそらくは参加できるんじゃないかというところも説明会にさえも来てもらわなかったら、ほぼほぼもう最初から1者応札で決まり。ということは、何のために入札をわざわざされるのかなとちょっと考えてしまうんですけど、それはどうお考えですか。

○饗場室長補佐 関係しそうな、できそうなところには、ご指摘のとおり、声がけをするなりして広く案内ということはしていきたいなと思います。ただ、どのくらい集まるかは結果を見てみないと何とも言えないかなとは思いますが。

○石村専門委員 あと、参考までに。この結果からすると、1者応札ということは、最初の公益社団法人は入札されなかったということなんですよ。

○饗場室長補佐 そうですね。

○石村専門委員 なぜ入札されなかったんですか。

○饗場室長補佐 これは、先ほど言いました競争参加資格がなかったということで。

○石村専門委員 わかりました。ありがとうございました。

○古笛主査 よろしいでしょうか。

○小松専門委員 そもそも事業の設定が相当難しいという気がするんですね。特に、研修の企画や情報の企画までやれということになっていると、最後におっしゃっていたと思いますけれども、そのノウハウを持っているところはそうそうはいないので、今までの状況を踏まえると、幾ら間口を広げたところで、来てくれる人はおそらく2者までだろうという気はするんですね。だから、そこまで含めて事業にしてしまうのはいいのかどうかという検討がやっぱり要るような気がするんですね。この部分が外れれば、かなりのところがやってもいいと手を挙げられると思うんですけど、これを含めちゃうと、ここがネックになって、おそらくここに名前が挙がっている2者ぐらいしか来ないんじゃないかなと思うんですね。2者、来ればいいということであればそれはそれでも構わないと思うんですけど、やっぱりちょっと特殊な事業であり過ぎるような印象を何か持っているんです。今回は仕方ないと思うんですけど、そこは分離するなり何なり、お考えいただいたほうが

本当は趣旨には合うのかなとは思いますが。

○古笛主査 どうぞ。

○清水専門委員 今回、業者として選定された株式会社文化科学研究所というのは、組織的にはどのくらいの規模の組織なんですか。

○田村長官官房付 今日は文化科学研究所の概要についての情報を持ち合わせておりませんで、大変申しわけございません。ただ、ここにつきましては、地方公共団体の文化振興計画や公立文化施設の設置運営計画づくり、運営支援などを主に行っている、あと、調査研究もかなりさまざまな分野で行ってございまして、一定の実績はお持ちの団体です。文化庁のほかの課からも、そうした調査研究物の委託も受けて実施している団体でございます。

○清水専門委員 今のお話ですと、やっぱり結構専門性の高いノウハウを持っているところということですか。

○田村長官官房付 そうですね。ある程度の専門性は有している団体です。

○清水専門委員 前に来ていた公益社団法人のほうはどのくらいの？ そういうノウハウを持っているところなんですか、今回、業者として選定されたところと比べて。

○田村長官官房付 そうですね。人数はそんなに多くはないんですけども、名前のおり、やはり全国の公立文化施設のネットワークの中核となる団体で、全体の司令塔みたいな役割を担っているところでございますので、当然のことながら、全国各地の文化施設の情報が一番集まってきやすいという面はありますし、全国の文化施設の状況、どういうところにどういうスタッフがいて、どういう技術に長けている方がいるかという情報がやはり一番集まっているところでございますので、その意味ではこの事業を委託するには一番適任だったという事情はございます。

○清水専門委員 それで、資格要件がなかったから来られなかったということですね。

○田村長官官房付 はい。そういうことです。

○清水専門委員 それを入れるのに、少し広げて競争させると。

○田村長官官房付 もちろん公文協を入れるために緩和するだけじゃありませんで、もちろんほかの団体にも来ていただきたいという趣旨でございますけど。

○清水専門委員 先ほどの質問と重なりますけど、今のような専門性を持ったところで、例えばもう一者ぐらい、総研などと言われても規模がでか過ぎて困るので、そうじゃなくて、ここに匹敵するようなところでご存じのところはありますか。

○田村長官官房付 実際に委託できるかどうかはわかりませんが、芸術団体の連合体のような位置づけになっております、芸団協と呼ばれている日本芸能実演家団体協議会、総務省所管の一般財団法人地域創造あたりは、もしかしたら我々のお願いするところになってくるかもしれませんが、彼らも、劇場、音楽堂等との連携という観点では必ずしも十分そういう役割が果たせるかはまだよくわかりません。ある程度の事情はご存じだと思うんですけども、先ほどご説明したような各種事業を実際に担って、十全に役割を果たしてもらえるかという点では、やや未知数というところはあるかと思えます。

○清水専門委員 わかりました。

もう一つだけ。この事業で成果は上がっているんですか。当初の目論見どおり、人材育成等はできているんですかね。

○田村長官官房付 はい。さまざまな研修会の結果、参加していた方々からいろいろアンケートをとらせていただいて、そういうものを集計した結果も拝見してはいますが、やはりこの研修会で非常にさまざまな技術の習得ができた、あるいは、普段はばらばらの館、それぞれの館の自分のところでやる事業で頭がいっぱいだったのが、横のつながりといいますか、こういう点についてはあそこの館の誰々さんが詳しいといった情報も含め、非常に横の連携がよくとれるようになった、お互いの館の事情がよくわかりましたので、連携し合ういい土壌ができたという意見を聞いております。

あと、先ほどもご説明しましたように海外の研修も行っておりますので、国内だけの活動だけでなく、海外の非常にすぐれた劇場、音楽堂等の実際の現場に行っているいろいろな体験をする、現地の方々、それぞれの世界でも先進的な館の方々といろいろ意見交換するというのが非常にいい体験になったというお話は聞いております。

それから、さまざまなガイドブックのような印刷物、成果物もつくって、こうした冊子等も全国の各館にお配りしております、今のところ、非常に好評を博しているところでございます。

○清水専門委員 そうですか。わかりました。

○古笛主査 よろしいでしょうか。市場化テストとしては28年度開始ですので、ぜひまたいい結果を出していただけるようにとは思いますが。

それでは、時間となりましたので、審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき点はございますでしょうか。

○事務局 そうしましたら、細かいですけど、先ほどの19ページの注釈を、また案を送っていただいて先生方に見てもらおうということによろしいでしょうか。

○古笛主査 はい。

○事務局 では、よろしく申し上げます。

以上です。

○新井参事官 あと、これは事業としては文化庁単独でやるんですか。総務省とか……。

○田村長官官房付 いや、単独、文化庁の事業です。文化庁から委託してます。

○新井参事官 そういうことですね。わかりました。

○古笛主査 よろしいでしょうか。

それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したのものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については私に一任していただきたいと思います、委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○古笛主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合、それから先ほどの一部訂正の分も含めて、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございます。

（文化庁退室・文部科学省入室）

○古笛主査 予定の時間より早いんですけども、皆さんおそろいなので、始めさせていただきますのでよろしいでしょうか。

それでは、4件目になります。研究開発推進事業等の実施に係る調査・分析業務の実施要項（案）についての審議を行います。本案件について、文部科学省研究振興局、榎本参事官よりご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いします。

○榎本参事官 よろしくお願ひいたします。文部科学省研究振興局情報担当参事官の榎本です。

資料として、お手元のものでございます「研究開発推進事業等の実施に係る調査分析業務」ということで、大部でございますけれども、開けまして3ページに趣旨がございます。こちらの2.対象公共サービスの詳細な内容というところ以下で、この事業を紹介しているところでございます。

この事業は、3ページの一番下、ICT基盤技術公募事業、4ページに参りまして参考2、スーパーコンピュータ開発公募事業といった事柄に関連することに関する事業でございます。内容に関しまして、担当の補佐からご説明申し上げます。今日はよろしくお願ひいたします。

○安田参事官補佐 参事官補佐の安田でございます。よろしくお願ひいたします。

研究振興事業に関する課題の調査・分析業務について説明させていただきます。

当委託業務は平成26年度に事業選定されまして、市場化テストとしては3期目、単年度事業でございます。26年度に選定される前までは、情報分野以外にもライフサイエンス分野やナノテクノロジー・材料分野などを含んでいたんですが、平成27年度より、情報分野のみで事業を縮小して民間競争入札を実施しております。

簡単に事業の内容をご説明しますと、カラーのポンチ絵が資料D-2の後ろにあるかと思うんですが、未来社会実現のためのICT基盤技術の研究開発と、特定先端大型研究施設、スーパーコンピュータの開発の公募事業を実施するに当たって必要となる公募の実施、研究課題の審査・進捗管理、評価等の業務を通じまして、研究プロジェクトのあり方や問題点を抽出して分析・考察を行ってもらい、公募事業をより効果的、効率的、経済的に推進するということを目的としております。

具体的には、右の図のとおり、文科省の下に受託者、入札実施要項でいいますところの

民間事業者という形になりますが、文科省と受託者の間で本業務に係る委託契約を締結しまして、その中で、受託者としては、その下にある採択課題実施機関の調査・管理等を実施していただくこととなります。受託者のPD・POの設置及び業務支援、研究プロジェクト課題の推進管理、課題の評価を行ってもらいまして、それらを通じて公募事業の今後のあり方などの調査・分析を行っていただくという形になっております。実際に民間事業者が取り扱う研究課題としては、後ほどご説明させていただきます。

入札実施要項に戻りまして、先ほど参事官から簡単にお話しさせていただきました参考1、ICT基盤技術公募事業は、今までやっていました事業が平成28年度で終了する予定でございまして、その残務の整理という形で、進捗管理としては前年度委託契約の確認調査、5ページ、6ページになりますが、事後評価をやっていただくこととなります。

5ページの進捗管理で前年度と大きく変わっているところといたしましては、実施課題が前年度より減って2課題になってますし、評価は事後評価で、終了した2課題について評価を行うサポートをしていただくこととなります。公募などがなくなりましたので、7ページ、d.年間業務計画の作成についても昨年度とちょっと変わっております。こちらがICT基盤技術公募事業となります。

4ページに戻りまして、スーパーコンピュータ開発公募事業は、29年度はHPCI構築事業、ポスト「京」で重点的に取り組むべき社会的・科学的課題に関するアプリケーション開発・研究開発、それから、テーマを今、まだ書いてないんですが、次世代アーキテクチャに向けたソフトウェア研究開発の3つをやる予定にしております。一番最後の黄色に染めてあります次世代アーキテクチャに向けたソフトウェア研究開発で実施すべき29年度のテーマについては、予算編成の進捗状況も踏まえつつ、公告を行う前までに決めさせていただくように調整中でございまして、申しわけございませんが、本日はお示しすることはできません。

スーパーコンピュータ開発公募事業の業務の内容については、8ページに移りまして、①公募の実施から示す業務をやっていただくことになっております。②進捗管理、a.採択課題の契約締結又は交付決定の必要書類の提出依頼等は、件数が変わっておりますので黄色く染めております。詳細は、また後ほど、研究課題一覧で説明させていただきます。ほかは、③評価、④分析、⑤その他で年間業務計画を作成いただくという形にしております。

以上なんですけど、次に、昨年度と大きく変えているところとして、6.落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項ということで16ページからあるんですけども、総合評価を実施するものについてはワーク・ライフ・バランスについて評価しなさいということがありますので、ちょっと見づらんですが、17、18ページで、黄色く染めてます評価基準、加点付与基準などを変更しております。ただ、ここはまだ調整中でございまして、公告するときまでに若干の変更を入れる予定にしております。

続きまして、27ページ、従来の実施状況に関する情報の開示でございます。年度更新を行いまして、一番右に28年度の状況を今、わかる限りで記載しております。

1、2、3、4、5ときまして、その次の29ページが、先ほど後ほど説明しますと言った平成28年度時点における研究課題一覧でございます。1. ICT基盤技術公募事業については、イノベーション創出を支える情報基盤強化のための新技術会開発ということで2つやっていたものが28年度で終わりました、評価等を行うことにしております。2番目のスーパーコンピュータ開発公募事業は、28年度の部分の予算と契約額を更新しまして、29年度、30年度の予定を入れさせていただいております。

次のページ、幸いプログラムディレクター、プログラムオフィサーは入れかえておりませんので、これは従前のままです。

31ページ、32ページにつきましても、年度更新を行っております。

以上、簡単ではございますが、去年との違う点を説明させていただきました。

以上をもちまして、私からの説明を終了させていただきたいと思っております。

○古笛主査 ありがとうございます。それでは、ただいまご説明いただきました本案件について、ご質問・ご意見のある委員はご発言をお願いします。

○清水専門委員 今、ご説明いただいたんですけど、事業の中身がいまいちよくわからなくて確認をしたいんです。8ページ、本業務の内容で、スーパーコンピュータ開発公募事業というのは、新たなスーパーコンピュータを開発公募する事業の分析をするという意味なんですか。

○安田参事官補佐 そういう意味ではなくて、補助金や委託費でスーパーコンピュータを使った研究なんかを行っているんですけど、ここではどちらかというと支援業務に近いものがある、公募や委託事業、補助金事業をやるための支援及び分析という感じなんです。

○清水専門委員 ということは、今あるスーパーコンピュータのネットワークを使って、いろんな課題をやってますよね。その課題を何らかの形で分析するとかいう意味ですか。

○安田参事官補佐 そうですね。

○清水専門委員 スーパーコンピュータを新たに開発するというじゃないんですね。今あるものをどういうふうに使って課題を解決していくかということに対する……。

○安田参事官補佐 というテーマの補助事業や委託費の管理をしていただくという感じになります。

○清水専門委員 なるほど。管理をするということは、管理をする業務そのものには、先ほど委員などが出てましたけれども、いわゆるスーパーコンピュータに対する何らかの特別な能力が必要になるんですか。

○安田参事官補佐 有識者の方に、この研究テーマの公募事業のときに選考などの知恵をいただく。

○清水専門委員 選考のときにね。時間などが限られて使っている中でどういう課題を入れるかというときに、課題が幾つもあった中でどの課題にするかを決めていくような。

○安田参事官補佐 そのときに知恵をいただく。

○清水専門委員 それを分析する。なるほど。そういうイメージでいいんですか。

○安田参事官補佐 はい。

○清水専門委員 それが主な業務ですね。

○安田参事官補佐 はい。

○清水専門委員 それは、今、ここで引き受けられている……、どこでしたっけ。

○安田参事官補佐 一般財団法人高度情報科学技術研究機構ですね。

○清水専門委員 これと、その前に引き受けられた独法の……。

○安田参事官補佐 今は独立行政法人ではございませんで国立研究開発法人になってますけれども、科学技術振興機構ですね。

○清水専門委員 そうですね。

その2つ以外にも、そういう有識者を集めればできるような業務なんですかね。

○安田参事官補佐 そうですね。ほかのところでも、有識者を集めていただいたり、人が集まればできると考えております。

○清水専門委員 これは、有識者というのは、やりとりするときに研究課題そのものに対する知識を出すんですか。

○安田参事官補佐 というわけではなくて、公募をやって契約しますよね。その後に、公募事業の中でやっている研究テーマの進捗状況を管理していただいたり。

○清水専門委員 進捗状況を管理する。ということは、どの課題を公募で選定するかじゃなくて、選定された後の進捗管理ということですか。

○安田参事官補佐 公募の選定のときもお手伝いいただきますけれども、その一連の流れの中で、公募をやって、進捗管理してもらって、最後に報告書などの取りまとめをもらったものを文科省に届けていただくような感じ。

○清水専門委員 ということは、いわゆる課題に対する見識というか、どういうことが行われるかを結構専門的に知っている人じゃないとできないというイメージですよ。

○安田参事官補佐 そうですね。そこは知識があったほうがやりやすいと思います。

○清水専門委員 そうですよ。知識がなくてもできるんですか。

○安田参事官補佐 そこについては、文科省でもこういう人を選んでくださいというアドバイスはできるとは思いますけれども。

○清水専門委員 なるほど。

非常に限定的というか専門的なあれなので、どういうところが来てくれるのか想像がつかないんですけども、この2つ以外に想定できるようなところはありますか。

○安田参事官補佐 民間でコンサルをやっているところはできるんじゃないかなとは思ってます。

○清水専門委員 今まで説明を聞きに来られたこともないですよ。

○安田参事官補佐 声をかけたことはありますが、あまり大きな声では言えないですけど、うまみがないのでちょっとと良い返事はいただけませんでした。

○清水専門委員 大体、状況はわかりました。

○古笛主査 いかがですか。ほかにございませんでしょうか。

調査分析業務と書かれているんですが、どちらかというとなんか運営者みたいなものなんですね。

○安田参事官補佐 運営もしていただくんですけれども、その中で、この事業はこういうふうにしたほうがいいんじゃないかとかいうアドバイスをいただきますので、調査分析としております。

○古笛主査 そういう意味で、ある程度、知見を持たれたほうがやりやすいということですかね。

○安田参事官補佐 そうですね。

○小松専門委員 その辺の専門性が要るのか、要らないのかがかなり曖昧な気がするんですよね。業者側にしてみれば、全くそういう専門知識なしで参画はできないなというところがもしかしたら障壁になっているような気もするんですね。どっちみち、これは人を呼んできて審査やいろんなことをお願いすることはあると思うんですが、そういう意味では業者自身がみずから評価するということはないと思うんですけれども、今、拝見していると、どうもこれは大学が受けて別の大学の先生が評価するみたいな仕組みになっていると思うんですが、人脈的にこの研究だったらこの先生だとか、その辺の事情に通じてないと、人を選ぶというのなかなか大変ですよ。その辺は文科省からアドバイスがいくのかもしれないですけど。

○安田参事官補佐 密に相談していただくということは考えております。

○小松専門委員 そのこのところが、多分、自分でやりなさいみたいな書き方になっているように思えるんですよね。業務としてはっきり分離されてないようなところが、受ける側にしてみると、やっぱり難しそうだという印象を与えてしまう気がするんです。

○安田参事官補佐 ごめんなさい。プログラムディレクターに対しては、文科省が選んだ人を呼んできて統括をしてくださいという形になってます。私が間違えました。

4 ページの下、ロ) 本業務の内容でPDの設置について書いてあるんですけれども、民間事業者は、文科省が指定した者に対して、本公募事業の制度と運用について統括する研究経歴のある者を委嘱してくださいという形に、POについても、文科省がこの人をプログラムオフィサーにしますから相談してくださいねという形にしています。

○小松専門委員 委員会的な組織が別にあって、その運営ということなんだろうけれども、その事務作業だけやればいいというイメージがもうちょっと伝わるといろいろなところが入りやすくなるかなという気がするんですね。それだったら普通のコンサル会社でも十分できる話なので、その辺がもう少し伝わるようなPRの仕方をされると、2者とか、限定的にならなくて済むかなと思います。

○安田参事官補佐 わかりました。その辺、検討させていただきます。

○古笛主査 お願いします。

○石村専門委員 参考までに。一応、何かいろいろ検討していただいて、受注の可能性の

ある法人には紹介しているという回答になっているんですけども、紹介は何件ぐらいされているんですか。

○安田参事官補佐 民間のコンサルにも何件か聞いてみたり、例えば公益財団法人でも未来工研などでも聞いてみたりいたしました。なかなか人集めが難しいと言われちゃうんですね。

○小松専門委員 人というのはどういうことですか。POとか、そういう話？

○安田参事官補佐 そうではなくて、実際に経理の部分を担当してくれるような、事務作業を担当してくれるような人を集めても、以前と比べて規模が大分小さくなってしまったために、季節労働的などころがあって、要するに年間を通じて雇ってられないのでちょっと難しいかなということをおっしゃっている業者はありました。

○小松専門委員 なるほど。わかりました。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○古笛主査 よろしいでしょうかね。それでは、時間となりましたので、審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○古笛主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（文部科学省退室）

— 了 —